

# 統紀宣命の大字小字について

北 川 和 秀

## はじめに

統日本紀宣命のテキストとしては、従来、本居宣長の『統紀歴朝詔詞解』、国史大系本『統日本紀』、朝日六国史本『統日本紀』、金子武雄氏の『統日本紀宣命講』、国民古典全書本『古事記・祝詞・宣命』、などが主として用いられている。ところが、これら従来のテキストと統日本紀古写本とを校合すると、両者の間には、大字小字の書き分けに関して百数十カ所に及ぶ相違が見出される。このような相違が生じた原因は詔詞解にある。詔詞解の序文「まつとりすべていふ事ども」に依れば、詔詞解の宣命本文は、「世にひろまれる印本の外に、写本どもをも、三つ四つよみ合せて、中によしとおぼゆるを、えりとりてものし」<sup>注1</sup>ものである。ところが、大字と小字との書き分けについては、「諸本の書き方のままでは」あまりにみだりなることの多ければ、今は此大書細書ばかりは、本にかゝはらず、大かたには例をさだめてものしつ」と言っている。そして、国史大系本等の諸活字本は、大字小字の書き分けに関する限り、どの本も詔詞解の書き分けをほとんどそのまま踏襲している。このため、従来の宣命テキストにおける大字小字は、結果的にいずれも宣

長個人の定めた原則に従って書き改められてしまったものに過ぎず、そこから奈良朝人の言語意識を知ることができない。

そこで私は、詔詞解や諸活字本を離れ、統日本紀古写本において大字小字がどのように書き分けられているのかを調査した。その結果を報告する。

## 一、統日本紀諸本の系統

統日本紀諸本の系統については以前発表したものがある。<sup>注2</sup>その折に対象とした諸本は次の通りである。

- ① 谷森本（宮内庁書陵部蔵）
- ② 中原本（同部蔵）
- ③ 前田本（尊経閣文庫蔵）
- ④ 卜部兼右木（天理図書館蔵）
- ⑤ 梵舜本（同館蔵）
- ⑥ 内閣本（内閣文庫蔵）
- ⑦ 神宮本（神宮文庫蔵）
- ⑧ 書陵部十冊本（宮内庁書陵部蔵）
- ⑨ 金沢文庫本（蓬左文庫蔵。但し、東京大学史料編纂所蔵の影

写本を使用)

⑩薩摩本(国会図書館蔵)

⑪淀本(学習院大学蔵)

⑫桂宮本(宮内庁書陵部蔵)

⑬尾張本(大野晋先生の校合結果を使用)

⑭印本(明暦三年、立野春節校訂)

⑮昌平坂本(国会図書館蔵)

その後、次の四本を校合した。

⑯高松宮本(高松宮家蔵。但し、国文学研究資料館蔵のマイクロフィルムを使用)

⑰東山御文庫本(京都御所東山御文庫蔵。但し、宮内庁蔵のマイクロフィルムを使用)

⑱九条家本(天理図書館蔵)

⑲会田本(国学院大学蔵)

また、⑨金沢文庫本については、史料編纂所の影写本に代えて、蓬左文庫所蔵の原本のマイクロフィルムに依ることができた。

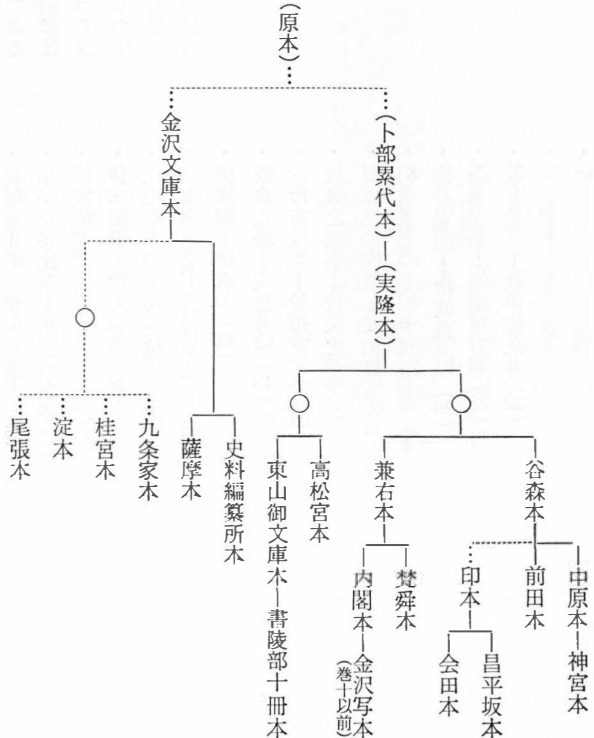
この結果、現在では、統日本紀諸本の系統は下図の如くであると考えている。

図のように、統日本紀諸本は、①卜部本系統、②金沢本系統、という二つの系統に分類される。

このうち、①卜部本系統の方には、鎌倉時代以来伝写されてきた卜部累代本や、それを三条西実隆が写した実隆本(永正本)がかつて存在したことが知られるが、これらの本は今に伝わっていない。

現存する写本のうち、系統図の上位に位置するのは、谷森本、兼右

○( )を付したのは現存しない本である



木、高松宮本、東山御文庫本、という四本相互の関係は未だ明確になっていない(但し、谷森本と兼右本とがグループをなし、高松宮本と東山御文庫本とが別のグループをなすことは明らかである)。

一方、②金沢本系統の方は、この系統の祖本に当たる金沢文庫本が現存している。この本は鎌倉時代の書写と言われ、統日本紀の現

存最古の写本で、重要文化財に指定されている。

本稿においては、続日本紀のテキストとして、谷森本を底本とし、これを他の卜部系三本で校訂した本文と、金沢文庫本とを用いることにした。但し、宣命の大字小字の書き分けに関する限り、続日本紀の諸本の間に、相違するところは基本的にはほとんど無いと言える。

## 二、宣長による大字小字の改変

本居宣長が底本に用いた宣命のテキストは明暦三年の印本であるが、この本も大字小字の書き分けに関しては、古写本と基本的に同一である。宣長は印本における大字小字を一八八カ所に互って改変している。詔詞解序文に、「大かたには例をさだめてものしつ」とあるように、これらの改変は宣長が自分で大字小字の書き分けの原則を定め、それに従って行なったものである。改変の状態を見ると、その原則は次の如きものであったことがわかる。

A、用言以外の自立語は大字表記

B、用言は語幹は大字表記、活用語尾は小字表記

C、万葉仮名表記の附属語は小字表記

以下、改変の実例をいくつか挙げておく。

Aに関する例

・神魯岐神魯美↓神魯岐神魯美 (5)<sup>注4</sup>

・神魯弄神魯美↓神魯弄神魯美 (23)

・年己呂↓年己呂 (28)

・朕子伊末之↓朕子伊末之 (29)

・此多比↓此多比 (32)

Bに関する例

・猶良比↓猶良比 (38)

・父我可多↓父我可多 (39)

・言牟須部↓言牟須部 (51)

・神奈我良↓神奈我良 (59) など

・阿奈奈比奉↓阿奈奈比奉 (3)

・于都斯久↓于都斯久 (6)

・加蘇毘奪↓加蘇毘奪 (19)

・伊射奈比率↓伊射奈比率 (19)

・相字豆奈比奉↓相字豆奈比奉 (23)

・伊波流倍積↓伊波流倍積 (27)

・伊末須世↓伊末須世 (28)

・止毛奈方須↓止毛奈方須 (38)

・為夜備末都利↓為夜備末都利 (38)

・伊麻須↓伊麻須 (41)

・岐良比給↓岐良比給 (43)

・於母富佐久↓於母富佐久 (51)

・佐夫之岐事↓佐夫之岐事 (51)

・安加良米佐須↓安加良米佐須 (58)

・相于豆奈比奉↓相于豆奈比奉 (4)

・捨岐良比賜↓捨岐良比賜 (28)

・進都可方須↓進都可方須 (28)

・教伊佐奈比↓教伊佐奈比 (32)

・萌毛延↓萌毛延 (46)

・語比佐氣牟↓語比佐氣牟 (51)

- ・伊佐奈比須須牟↓伊佐奈比須須牟(31)
  - ・宇倍奈弥由流之天↓宇倍奈弥由流之天(33)
  - ・可多良比能利多布↓可多良比能利多布(36) など
- C に関する例

- ・天都神↓天都神(1)
- ・意能賀弱兒↓意能賀弱兒(3)
- ・佐太加尔↓佐太加尔(5)
- ・加久耶↓加久耶(6)
- ・白賜倍婆↓白賜倍婆(6)
- ・等美夜↓等美夜(7)
- ・祖子乃理↓祖子乃理(11)
- ・奈賀御命↓奈賀御命(14)
- ・伊左奈比天↓伊左奈比天(15)
- ・之我↓之我(28)
- ・於乃毛於乃毛↓於乃毛於乃毛(33)
- ・可久方阿礼止毛↓可久方阿礼止毛(34)
- ・於与豆礼加母↓於与豆礼加母(51) など

三、活字本における大字小字の書き分け

大字小字の書き分けに関して、谷森本と詔詞解との相違は一九四ヶ所、印本と詔詞解との相違は一八八ヶ所である。

国史大系本・国民古典全書本(底本は共に谷森本)、朝日六国史本(底本は印本)において、これら一九四ヶ所(一八八ヶ所)がどう表記されているかを表示する(金子武雄氏の『統日本紀宣命講』は国史大系本を底本にしてるので表には載せない)。

独自の本文	底本のまま	詔詞解による 改変		国史大系本
		不記	その旨記	
0	6		$\frac{188}{165 \quad 23}$	
2	11		$\frac{181}{167 \quad 14}$	古典全書本
1	2		$\frac{185}{179 \quad 6}$	朝日本

このように、これらのテキストにおける大字小字の書き分けは、ほとんど詔詞解の通りであると言ってさしつかえない。しかも、底本を改めた旨を断っている箇所はわずかしかない。従って、これらのテキストからは統日本紀古写本における大字小字の書き分けの状態を知ることができない。

四、古写本における大字小字の書き分け

以上みてきたように、詔詞解や国史大系本などの従来の宣命テキストは、大字小字に関していづれも統日本紀古写本のありさまを正しく伝えていないことが明らかである。そこで、これらのテキストを離れ、統日本紀の古写本をもとにして大字小字の書き分けを調査した。その結果、全体的な傾向としては次のような原則が認められる。

- A、正訓字は常に大字表記
- B、字音仮名については、自立語は大字表記、附属語は小字表記
- C、前項Bの原則があるにもかかわらず、ひとまとまりの語の中に正訓字と字音仮名とが混在している場合、その字音仮名はたとえ自立語(又はその一部)であったとしても小字表記される

場合が多い。

D、字音仮名表記動詞は、語幹が大字ならば語尾も大字、語幹が小字ならば語尾も小字で表記されており、語幹と語尾とで文字の大きさを変えるのはむしろ例外的である。

これを宣長の原則と比較すると、宣長はCの原則を認めず、これらの小字表記の自立語（又はその一部）は大字に改変している場合がある。又Dについても、動詞の語幹は大字に、語尾は小字に統一してしまっている。そこで、このC、Dを中心に、続日本紀古写本における具体例をみてゆくことにする。

①自立語（又はその一部）を小字表記した例

・神魯岐神魯美命（5）、神魯弄神魯美命（23）、年呂呂（28）、睨子伊末之（29）、此多比（32）、猶良比（38）、神奈我良（59）など（動詞の例がその他にあるが、それについては後述）。これらの諸例における字音仮名は、従来のテキストではいづれも大字に改変されてしまっている。

・己比岐比岐（31）、安久於多比仁（38）、礼利（27）、面弊利（44）、静可（9）、明可（41）、天皇羅（12）、天皇良（44）、一豆（7）、二都（9）、一利（31）、二利（45）、など

これらの諸例は、続日本紀古写本と従来のテキストとの間に相違はない。

以上の中には、一豆、一利などのように万葉仮名の部分が接尾辞の例もあるが、それらを含め、大部分は正訓字の直後に字音仮名が位置している例である。これらは、表意的に用いられた漢字と表音的に用いられた漢字との識別を容易にするために、表音的用法の万葉仮名の部分を小字表記したものと考えられる。

なお、コト、カタのような形式名詞は表音的には小字で表記されている。これらは附属語に準ずるものと意識されたのであろう。

②字音仮名表記動詞の文字の大小  
語全体が大字表記：五九〇六一（39.9）  
小字表記：七七（52.0）  
語全体が大字表記：五九〇六一（39.9）  
小字表記：七七（52.0）  
大字小字混合表記：一一一〇（8.1）  
小字表記：七七（52.0）  
大字小字混合表記：一一一〇（8.1）

従来、動詞の語幹は大字、語尾は小字で表記すると考えられてきた。ところが、この内訳を見て明瞭なように、大字小字混合表記例は全体の割に満たない。しかも、語幹、語尾ともに小字表記した例が全体の半数を占めている。この、一語全体を小字表記した例の内訳は次の通りである。

イ、複合動詞の後項

・捨岐良比賜（28）、進都可方須（28）、継比呂米武（28）、教伊佐奈比（32）、萌毛延（46）、語比佐気牟（51）、伊佐奈比須須牟（31）、宇倍奈弥由流之天（33）、可多良比能刺多希（36）など十六例。

ロ、附属語的な動詞

・事和对奈世曾（16）、傾動无止之天（28）、三度世利（43）、事行奈世曾（56）、官东阿利（26）、不行阿流己止（28）、位东阿良祢止（28）、不念阿流（28）、捨麻須奈（7）、授末都流（28）、守多比（36）、為夜備末都利（38）、など五十四例。

ハ、正訓字の間に位置するもの

・相于豆奈比奉（4）、相字豆奈比奉（6）、冠位阿氣賜（28）、今由久前（32）の四例。

ニ、その他

・髪平曾利天(28)、天乃由流之天(31)、奇駿平阿良波之(41)の三例。

このうち、イの複合動詞の後項がなぜ小字表記されているのかはよくわからない。複合動詞の後項は前項に従属するものと考えられたのであるうか。それとも、前項と後項との別を一目瞭然とさせ、より読みやすくするための工夫なのであるうか。

ロはサ変動詞、存在詞、尊敬の補助動詞など、いずれも動詞とはいいながら附屬語的に用いられている動詞である。宣命の起草者はこれらを一般の動詞並には意識していなかったものと考えられる。

ハは正訓字と正訓字との間に挟まれて用いられている例であり、先掲の「①自立語(又はその一部)を小字表記した例」に含まれる。二もそれに準ずるものと考えてよいかもしれない。

以上のような動詞は、語幹・活用語尾ともに小字表記されている。これらに対する例外としては次の諸例があるが、それぞれ特定の詔に集中している。

イの例外

・率伊左奈比(15)、須麻比久流(27)、多末倍恵良伎(38)、食倍恵良伎(46)

ロの例外

・心乃麻尔麻世与(45)、物奈阿礼夜(13)、人等奈阿礼波(13)、仕奉利多夫(26)、授麻都流(45)、治麻都利(45)、憎多麻波受(45)、慰米麻佐牟(58)、罷麻佐牟(58)、罷麻之奴(58)

このように例外と認められるものもあるが、これらは特定の詔に同類のものが集中して現われている。例えば、第十三詔の「アリ」、第四十五詔の「マツル」、第五十八詔の「マス」などである。一口

に「宣命」と言つて、六十二編の宣命を一括して捉えがちであるが、第一詔(六九七年)から第六十二詔(七八九年)までには九十二年の歳月が流れており、個々の宣命は基本的にはそれぞれ異なる内記の手に成つたものと考えるべきである。そうだとすれば、このように特定の詔に同類の例外が集中して現われているという現象は、それぞれの内記の書き癖に依るものであるという可能性が考えられる。

字音仮名表記動詞のうち、一語全体を小字表記した例は全体の五割を占めていた。それに対し、一語全体を大字表記した例が全体の四割ある。大字小字混合表記例は十二例で、これは全体の一割に満たない。その十二例のうち、「伊奈備奏(25)の「備」、「之乃比賜」(28)の「比」は金沢本では大字表記されている。この二例を金沢本に依ることにすれば、残りは、

・伊射奈比率、相宇豆奈比、佐積波倍、美豆久屍、於母夫氣教(以上13)

・須麻比久流(27)

・岐良比給(35)

・伊射奈比、岐良比給、治麻都利(以上45)

の十例(字音仮名表記動詞の6.8%)のみとなる。しかも、これらは特定の詔に集中しており、そのうち第十三詔、第四十五詔は先述のように小字仮名表記例の例外が多い詔である。

以上を見て明らかなように、字音仮名表記動詞の場合、補助動詞など附屬語的な動詞や複合動詞の後項などは語幹も語尾も小字表記されるが、それら以外の動詞では、語幹も語尾も大字表記されるのが通例である。つまり、字音仮名表記動詞を見る限り、動詞の語幹

と語尾とを、文字の大きさを変えて表記しようという意識があったとは認められない。とすれば、「荒備流」「在利」「致之」「頂伎」などのように、正訓表記動詞に字音仮名の語尾が付いた例で語尾が小字表記されているのも、それは語幹と語尾とを区別しようとしたためではなく、表意的に用いられた漢字と表音的に用いられた漢字との識別を容易にしようとしたためなのであろう。勿論、宣命の書き手は字音仮名のすべてを小字表記しているわけではない。自立語は大字で書き、附属語は小字で書く、という文法意識のあったことは認められる。だから、正訓表記に付いた字音仮名表記の活用語尾も、ただ字音仮名であるからというだけの理由で小字表記されたわけではあるまい。動詞の活用語尾は本来の漢文には無い、いわば読み添えとして表記されたものだから、小字表記してもさしつかえないという意識はあったであろう。だがそれはあくまで、「小字でもさしつかえない」ということに過ぎず、「小字で表記すべきもの」という意識があったわけではない。それは、字音仮名表記動詞の諸例を見れば明らかである。

#### ③ 附属語を大字表記した例

字音仮名表記の附属語は、助詞が約三三〇、助動詞が約四六〇、計約三七七〇例ある。そのうち大字表記の例は、卜部系の本で五十九例(1.6%)、金沢本で六十三例(1.7%)である。この数字だけを見れば、これらの例は単なる例外として片付けてしまってもよいようにも考えられる。しかし、中にはそうとも言えないものも含まれている。それは次の如きものである。

#### ④ 代名詞に付いた助詞「ガ」

「ワガ」「ナガ」「オノガ」「シガ」などのように、代名詞に助詞

「ガ」の付いた例は全部で四十二例ある。そのうち、代名詞が正訓表記された例は三十五例あり、それらの諸例においては、「朕我」「汝我」「己我」「其我」のように、全例、代名詞は大字、「ガ」は小字で表記されている。

ところが、代名詞が字音仮名表記された例では、「意能賀」(3)、「奈賀」(14)、「自何」(24)、「之我」(28)、「之我」(28)、「志何」(48)、「自何」(61)のように全七例ごとごとく、「ガ」は大字表記されていて諸人間の相違もない。このように、字音仮名表記例において代名詞と「ガ」とが共に大字表記されているのは、当時の人にとって、「オノガ」「ナガ」「シガ」などはそれぞれ全体で一単位の語(品詞でいえば連体詞)として把握されていたからであると考えられる。そうだとすれば、「己我」「汝我」などの例で「ガ」が小字表記されているのは、それが助詞と意識されたからなのではなく、表意的用法の漢字と表音的用法の漢字との識別を容易にするためであったと考えられる。これについては、先に述べた、正訓字と字音仮名とから成る名詞の例や、正訓表記動詞に字音仮名表記の活用語尾が付いた例と全く同列に考えられる。

#### ◎ 第六詔・第七詔の例

第六詔・第七詔には附属語を大字表記した例が多い。次の如くである。

・加久耶、白賜宮奈耶、白賜倍婆、于都斯久母、在米耶、大瑞物曾(6)

・斯理幣能政、伊波婆、等美夜、皇我朝(7)

注。

小谷博泰氏が木簡の宣命から明らかにされたように、初期の宣命においては、正訓字も字音仮名も同大の文字で表記されていた(宣

命大書体)。氏に依れば、続日本紀の第一詔・第二詔などは本来宣命大書体であったのが、後に宣命小書体(いわゆる宣命体)に書き改められたのだという。だとすれば、この第六詔、第七詔は、宣命大書体から宣命小書体への移行期に位置するもので、大字の附属語を含んでいたのが、書き改められずにそのまま続日本紀に収録されたと見ることも可能となる。証拠はないが、もしもこう考えれば、この二詔に大字仮名表記の附属語の多い理由が説明できる。

ま と め

本稿においては、宣命の大字小字の書き分けについて、詔詞解や諸活字本が宣命の本来の姿を伝えていないことを明らかにした。そして、続日本紀の古写本に依って大字小字の書き分けを調べると次のことが言える。

- ・ 大字小字の書き分けは、古写本の間では一致していて、基本的にはほとんど異文はない。
- ・ 大字小字の書き分けには、文法的な意識の他に、表意的用法の漢字と表音的用法の漢字との識別を容易にさせようという意識がかなり大きかったと考えられる。
- ・ 動詞の語幹と活用語尾とで文字の大きさを変えようという意識はなかったと考えられる。

・ 例外は特定の詔に同類のものが集中して出現している。これは、或いは起草者の違いによって生じたものかもしれない。

宣命を宣読する際には、読み誤まったり、つかえたりしないことが当然要求された筈である。宣命大書体が宣命小書体(宣命体)に変わってゆくのも、その要求を満たすための一つの手段であつたら

う。

正訓字を大字表記し、字音仮名を小字表記すれば、表意的用法の漢字と表音的用法の漢字との別が一目瞭然となる。つまり、個々の漢字を訓で読むべきか音で読むべきかを瞬時に判断することができ

また、字音仮名表記の助詞助動詞を小字で表記することは、結果的に、文節単位の分かち書きをしたのと同様の視覚的效果をもたらすことになる。

宣命の大字小字は、このような目的をもって書き分けられたものと考えられる。これを、例えば宣長のように、自立語、附属語、語幹、活用語尾という文法的な面からのみ見るのではなく、宣命書きのもつもう一つの側面を見失っていることにならう。

注1 明暦三年、立野春節校訂の版本を指す

注2 北川和秀「続日本紀諸本の系統について」続日本紀研究一八

八(昭和五十一年十二月)

注3 ↓の上が印本、下が詔詞解である

注4 カッコの中の数字は詔番号を示す

注5 小谷博泰「宣命体の成立過程について——藤原宮跡出土木簡をめぐって——」国語と国文学四八一—(昭和四十六年一月)